

2月定例岡山県議会報告

質問項目2. カスタマーハラスメント(※4) 対策について

Q1. カスハラについて、国は従業員を保護する対策を企業等に義務付ける労働関連法の改正案を今国会に提出する見通しで、東京都や北海道などではカスハラ防止を目的とした条例が4月から施行される予定だ。このような国や自治体の動きをどう受け止めるか。また、本県においてもカスハラ防止対策を推進すべきと考えるが、いかがか。

A1. カスハラは労働者の尊厳や人格を傷つけ、職場環境を悪化させるため、あってはならないものと考えており、法改正の動きがあるなど、社会的な問題意識も高まってきていると認識している。県では、今年度、2回に渡りカスハラをテーマにしたセミナーを実施したほか、ガイドブックや広報誌、ホームページなど様々な広報媒体を活用し、ハラスメント防止に向けた周知を図っているところであり、今後とも、労働局と連携し、カスハラ対策にしっかり取り組みたい。(知事)

Q2. 東京都では、カスハラ防止のガイドラインを定め、業界団体別のマニュアル策定を求めており、国も、事業者にマニュアル策定や社内の体制整備を求めるなどの対策を検討している。本県でも、職員のカスハラ対策に取り組むとともに、対策指針の検討が必要だが、**まずは職員アンケート調査を行うなど実態把握に取り組んではどうか。**知事ならびに教育長に伺う。

A2. カスハラ対策については、行政対象暴力の対策マニュアル等に基づき既に一定の取組を行っているが、マニュアル策定から相当の期間が経過しており、SNSによるハラスメントなどの課題も想定されるため、**お話の職員へのアンケートを実施する**などにより実態把握に努め、職員が安心して働くことができる職場環境づくりを進めていく。(知事)

A2. 県教委では、業務の範囲や程度を明らかに超える要求があった場合、組織的に対応するため、教育庁内に相談窓口を設け、各所属に対し毎年度周知を行っている。各所属では、知事部局と同様、行政対象暴力対策マニュアル等に基づき責任者を配置し対応しているが、今後、**お話の教職員へのアンケートを実施する**など、知事部局とも連携し、実態把握に努めたい。(教育長)

満額回答!

(※4)カスタマーハラスメント
顧客が企業等に対して理不尽なクレーム・言動をすること。文中、カスハラと表記しています。

カスハラ対策強化へ 職員にアンケート
知事方針

岡山県の伊原木知事(知事)は、2月24日の定例会で、カスハラ防止対策の強化について、県職員にアンケートを実施する方針を示した。アンケートは、県庁内だけでなく、県民サービスセンターなど県民との接点となる施設でも実施する。伊原木知事は、アンケートを通じて、県民サービスセンターなど県民との接点となる施設でも実施する。伊原木知事は、アンケートを通じて、県民サービスセンターなど県民との接点となる施設でも実施する。

伊原木知事は、2月24日の定例会で、カスハラ防止対策の強化について、県職員にアンケートを実施する方針を示した。アンケートは、県庁内だけでなく、県民サービスセンターなど県民との接点となる施設でも実施する。伊原木知事は、アンケートを通じて、県民サービスセンターなど県民との接点となる施設でも実施する。

伊原木知事は、2月24日の定例会で、カスハラ防止対策の強化について、県職員にアンケートを実施する方針を示した。アンケートは、県庁内だけでなく、県民サービスセンターなど県民との接点となる施設でも実施する。伊原木知事は、アンケートを通じて、県民サービスセンターなど県民との接点となる施設でも実施する。

「103万円の壁」関連の質問ともども、翌日の山陽新聞で報じられました。

岡山県議会議員 高橋とおる

県政レポート Vol.49

発行:高橋とおる事務所 発行日:2025年3月31日
〒703-8271 岡山市中区円山118 サンライズビル201
TEL (086) 238-7775, FAX (086) 238-7785

WEBページ

facebook

2月定例岡山県議会報告

質問項目1. 地域公共交通計画について

【質問の背景】 県は、昨年11月に地域公共交通に関する施策の指針となる「地域公共交通計画」(以下県計画と表記)を策定する方針を明らかにし、来年度当初予算案の中にも策定経費580万円を盛り込みました。計画策定は令和元年の法改正により全自治体の努力義務とされており、人口減少を背景にした公共交通の利用者減少等を踏

まえ、私も議会質問等で県計画の必要性を訴えてきましたが、県はこれまで「地域の実情をよく知る市町村が策定するのが望ましい」と消極姿勢でした。また、県が対応する地域公共交通の課題は、中山間地域の生活の足の確保が中心で、渋滞解消や環境問題など都市部の交通問題への関心は必ずしも高くありませんでした。

Q1. これまで、県の地域公共交通計画の策定について何度か質問したが、市町村が策定することが望ましいとして、県はそのサポートに徹するという考え方だった。今回、方針転換をした理由は?



A1. 地域公共交通は、それぞれの地域の特性や、住民生活と密接に関係することから、地域の実情に精通した市町村が主体となって、最適な交通体系の構築に取り組むことが重要と考えている。そのうえで、これまでの議論や先の選挙を通じて、地域の交通問題の重要性を再認識し、県、市町村、交通事業者等が、より一層、連携を強化して取り組めるよう、県全体のビジョンを示す必要があると考え、来年度に向け方針を改めた。(知事)

Q2. 県計画の策定にあたっては、下の資料に示したような都市部と中山間地域の両面の課題を認識し、対策を検討すべきだ。中山間地域の生活交通への支援のほか、都市部では計画の中に交通手段分担率(※1)の目標値を掲げるなど、マイカーから公共交通利用を促すことも検討すべきではないか。また、AIによるデマンド交通の充実やMaaS(※2)など交通DXの取組も欠かせない論点だが、計画にどう盛り込むのか。併せて伺う。

A2. 計画の策定にあたっては、お話の都市部や中山間地域など地域の特性を踏まえながら、自家用車から公共交通利用への転換や、交通空白地での新たな交通サービスの導入を促す視点を持つことは重要だ。

また、AIなど最新のデジタル技術の活用は、交通サービス提供の効率化や省力化が図られ、運転手不足等の課題に対しても効果的であると認識しており、こうした観点も含め計画に盛り込む内容について、今後検討していきたい。(知事)



【資料】生活支援交通と都市交通の違い

政策領域	生活支援交通	都市交通
主に発揮させる公共交通の役割	代わりに運転する人がいること	まとめて運ぶこと
取組の基本路線(代表的な考え方の例)	<ul style="list-style-type: none"> マイカーの削減は目指さない。 マイカーを自由に使えない住民の活動機会の確保のために、個別的な輸送サービスを供給する。 	<ul style="list-style-type: none"> 利便性の高い公共交通サービスの供給により、マイカーを削減する。 あわせて、マイカーを自由に使えない住民の活動機会の確保を図る。
対象とする区域	過疎地	都会

(※1) 交通手段分担率…人が移動する際、どの交通手段がどれくらい使われているのかを示す割合。岡山県では都市部でもマイカー使用が70%超。
(※2) MaaS…電車、バス、タクシー、自転車等をスマホのアプリでまとめて予約・支払いできる仕組み。乗り換えがスムーズになり、移動が簡単になる。

活動報告

この4月で議員になって早10年。
伊原木知事から永年勤続の表彰状をいただきました。
この仕事は、自分一人では成り立ちません。お支えいただいている皆様のお陰です。

Special Thanks

この4月で議員になって早10年。
伊原木知事から永年勤続の表彰状をいただきました。
この仕事は、自分一人では成り立ちません。お支えいただいている皆様のお陰です。

長崎スタジアムシティ(長崎市)を視察。
東京ドーム1.5個分のスペースに、サッカー専用スタジアム、アリーナ、商業施設、ホテル等が整備された複合施設。テレビ通販でお馴染みのジャパネットグループによる民設・民営の施設です。
岡山でも、サッカー専用スタジアムやアリーナ建設の議論が注目されています。地方都市におけるプロスポーツチームを中核にしたまちづくりについて研究中。

「103万円の壁」引き上げ、結局どうなった？

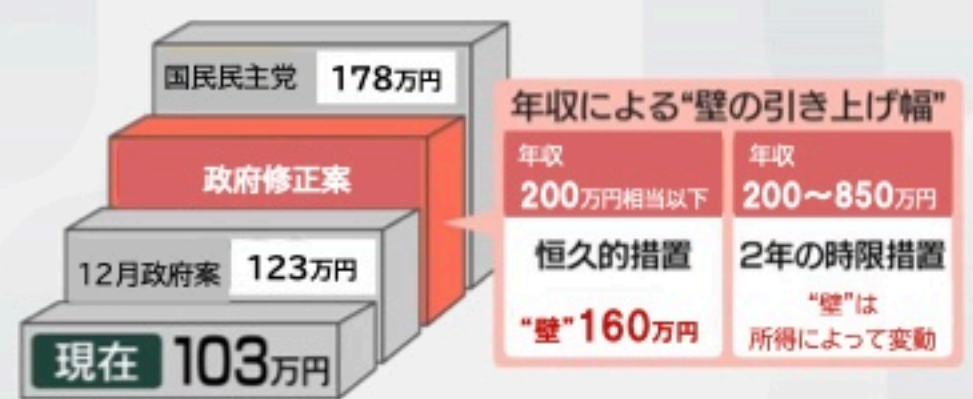
私が所属する国民民主党は、昨年12月、自民党・公明党といわゆる「103万円の壁」を「178万円を目指して引き上げる」ことで合意しました。しかし、その後の自民党提案は123万円。国民民主党に比べ極めて少ない減税効果しかなく、全く不十分でした。国民民主党の反発に対し、2月に入り与党が示した案は、年収200万円相当以下に限り基礎控除を123万円から最大160万円に引き上げ、200万円超では、当初政府案に加え、2年間限定で850万を

上限とする3段階に設定された年収要件に応じて5万円～30万円引き上げるといったもの。この提案を国民民主党は受け入れず、3党協議は決裂しましたが、与党は同案を税制改正関連法案の修正案として国会に提出。日本維新の会の賛同も得て、改正案は衆議院を通過しました。物価高騰対策や働き控えの解消など、当初の理念がかすみ、複雑かつショボい(個人の感想です!)減税策になり残念です。以下、今回の税制改正の概要を特集します。

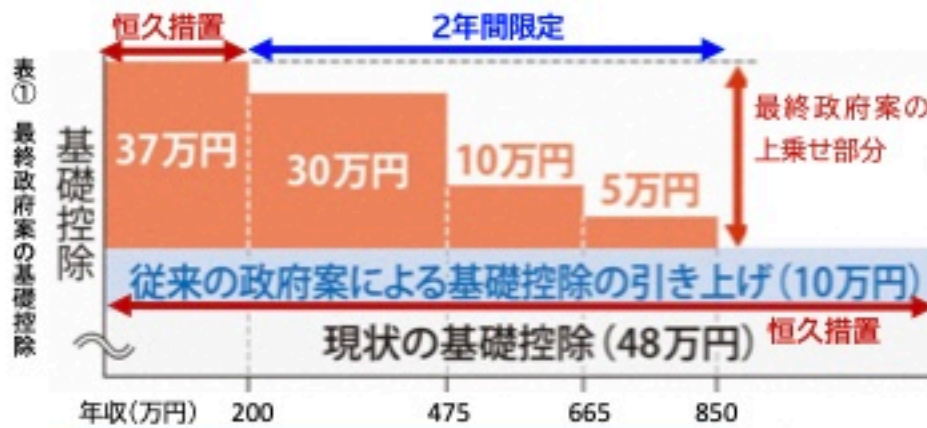
政府最終案の概要

所得税には、所得から一定額を差し引く「控除」の仕組みがあり、年収103万円を超えると所得税が生じます。

政府は12月に国会に提出した税制関連法案で、基礎控除を48万円から58万円に、給与所得控除の「最低保障額」を55万円から65万円にそれぞれ引き上げ、この2つを合わせた課税最低限を123万円に引き上げるとしていました。



修正された最終案では、年収200万円以下の人は、基礎控除をさらに37万円上乗せして95万円とします。これによって、課税最低限は12月政府案の123万円から160万円へ引き上げられます。一方、年収が200万円を超え、年収850万円以下となる給与所得者を対象に税負担を軽減する2年間の限定措置も盛り込まれました(年収ごとの具体的な控除額は表①参照)。



表② 現行制度からの年間の減税額

年収	国民民主党案	最終政府案
200万円	8.6万円	2.4万円
500万円	13.2万円	2.0万円
600万円	15.2万円	2.0万円
800万円	22.8万円	3.0万円
1,000万円	22.8万円	2.0万円

出典:大和総研(単身または配偶者控除適用のない給与所得者の場合)

＜高橋とおるの意見・感想＞

「103万円の壁」引き上げを巡る交渉は、新聞の見出しの「壁」の額「103万→123万→160万」だけを見て評価をすると本質を見誤ります。政府最終案の「160万円への引き上げ」では、制度改革による恩恵を満額受けられるのは年収190万円相当以下の方で、これは所得税を払っている人の5%強に過ぎません。

低所得者向けの支援策であって、国民民主党が主張していた、幅広い層の手取りを増やし、消費を喚起する政策とは異なる性格のものです。政府案の中間層への減税効果は年間2万円程度で、しかも2年限定。インフレに伴う家計の追加支出は年約9万円なので、物価高騰対策としても不十分です。税の3原則は「公平」「中立」「簡素」ですが、複雑に年収要件が組み込まれ、簡素とは程遠い税制になってしまいました。税理士や会社の給与担当者等の事務負担の増大も懸念されています。



「103万円の壁」、県議会で質問しました。

3月4日、岡山県議会2月定例会の一般質問で、「103万円の壁」引き上げに関して、県財政への影響などについて伊原木隆太知事に質問しました。以下、概要をレポートします。

Q1. 「103万円の壁」の引き上げを巡る与党と国民民主党の協議は合意に至らず、与党が示した税制改正法案が今国会に提出された。3党協議の振り返りも含め、知事の受け止めを伺う。



A1. ご質問の税制法案について評価を述べる立場にないが、一般論として、年収の壁に着目した議論がなされることにより、県民の手取りが増え、働きたい人が働ける社会に近づいていくことは望ましいと思う。



再質問1. 昨年からの国の税収は8.8兆円増える見込みだ。ここ数年、国の税収は予算から2～6兆円上振れし、税の使い残しも数兆円単位だ。国民の所得の増加以上に国の懐は潤っている。税を取り過ぎているとも言えるので、取り過ぎた分は物価高騰で苦しむ国民に戻すというのが国民民主党の主張だ。財源問題を理由に減税に慎重姿勢の首長も多いが、取り過ぎた税を国民に戻すという我が党の主張をどう考えるか。

再質問2. 国民民主党の提案は、制度のインフレ調整というところが一番の肝だ。そもそも基礎控除は、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利(生存権)」を定めた憲法25条を税制上表している制度で、最低生活費をまかなう収入には課税しないという考えに基づいている。インフレで生きるためのコストが上がっているのなら、インフレに合わせて控除額を引き上げることは、欧米など他の先進国では当たり前に行われている。そういうインフレ調整の仕組みは、ブラケットクリープ現象(※1)への対応も含め、本来、制度にビルドインされるべきもので、その際、財源がないからやらないという話にはならないと思うが、制度のインフレ調整という点についてはどう考えるか。



(※1)ブラケットクリープ:賃金があがっても所得税がそれ以上に上がってしまい、実質所得が目減りしてしまう現象

A2. ご指摘の通り、地上交付税制度による財源保障に加え、所得税の減少による交付税原資の減少についても、国の予算修正案において適切に対応されると認識しており、今回の改正案が本県の財政運営に与える影響は限定的だと考えている。一方で、今回の改正案に基づく令和8年度以降の国における地方財政上の対策は明らかになっていないため、今後の状況は現段階では不透明であり、国の動向によっては、本県の財政運営に大きな影響を与える可能性も排除できない。

地方自治体の健全な財政運営を安定的に維持するために必要な一般財源総額の確保を、引き続き国に要望していく。

再答弁1. どこの時点を基準に考えるかで見える風景が変わってくる。確かにここ数年、国や地方の税収が増えているが、国と地方の借金の総額は、GDP比で財政破綻した当時のギリシャよりも大きいという現実もある。子や孫に負担を先送りしないよう、この機会に財政を健全化すべきという考え方にも説得力はある。財政問題には、様々な考え方や意見があり、どの立場に立つかによって答が異なる難しい問題だと考えている。

再答弁2. 制度のインフレ調整について、70年代にアメリカで賃金を物価に連動させることの是非について議論があったが、必ずしもそれが正しい経済政策として受け入れられなかったと記憶している。インフレ率等の指標に基づき、税の控除額等を自動的に連動させるのが適切かどうかについては様々な議論があると考えている。

